第三百二十九号

令和四年

十一月七日

日

月 曜

告 示

目

次

公 告

公安委員会

○山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正す五九

告 示

山梨県告示第二百五十号

のように保安林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 次

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

示す部分に限る。 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市上市之瀬字中尾山一七六〇 (次の図に

第三百二十九号 令和四年十一月七日

Щ

梨県公

報

保安林として指定された目的 公衆の保健

三 解除の理由 公共施設用地とするため

覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦

山梨県告示第二百五十一号

年十月二十七日野牛島土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 令和四

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県告示第二百五十二号

条第一項の規定により、 いて縦覧に供する。 は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面 (吉田支所を除く。)に備え置

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

壊危険区域 急傾斜地崩

標柱番号二十九号を結んだ線、同標柱番号と次に掲げる地番の土地に 平成二十年山梨県告示第百十一号中の標柱番号二十八号と同告示中の 号までの標柱を順次結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号三 を結んだ線、同標柱番号と同告示中の標柱番号三十九号を結んだ線、 号四十三号の標柱を結んだ線、 号を結んだ線、同標柱番号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番 号を結んだ線、 までの標柱を順次結んだ線、同標柱番号と同告示中の標柱番号三十四 十二号を結んだ線に囲まれた区域 標柱番号四十五号の標柱を結んだ線、同標柱番号から標柱番号四十七 同標柱番号と同告示中の標柱番号三十五号を結んだ線、同標柱番号と 区域並びに同告示中の標柱番号三十二号と同告示中の標柱番号三十三 及び同標柱番号と同告示中の標柱番号二十八号を結んだ線に囲まれた 設置した標柱番号四十号の標柱を結んだ線、同標柱番号から四十二号 同標柱番号と同告示中の標柱番号三十一号を結んだ線 同標柱番号と標柱番号四十四号の標柱

Щ

梨

							屋敷	
四十七	四十六	四 十 五	一一一四四	四十三	四十二	四十一	四十	標柱番号
同	同	同	同	同	同	同	都留市	郡市
								町
								村
同	同	同	同	同	同	同	古川渡	大字
同	同	同	同	同	同	同	屋敷	字
九三二番三	九三一番四	九三〇番三	九三〇番二	九三五番二	九三九番二	九四一番二	九四三番二	地番
								<u> </u>

山梨県告示第二百五十三号

令和四年十一月七日上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十六の規定により、次の表の

山梨県知事 長 崎 幸太郎

击	市トナル	」レ声	采山	计口串	*	
東京都千代田区二番町八番地八東京都千代田区二番町八番地八	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ービス 七号 株式会社しんきん情報サ東京都港区港南一丁目八番二十	番八号 株式会社山梨中央銀行山梨県甲府市丸の内一丁目二十	サービス株式会社目六番七号 地銀ネットワーク東京都中央区日本橋本石町四丁	委託した相手方の住所及び名称	
] 同	司 司	収納事務における放置違反金のにおける放置違反金の	収納情報の処理収納情報の処理収納した放置違反金を	まとめ関する収納情報の取り収納した放置違反金に	委託した事務の内容	
] 同	司 司	同	司	で和五年三月三十一日まや和四年十一月一日から	委託した期間	

公 告

》 随意契約の相手方の決定について

るものである。
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十一月七日

-Н Е

山梨県知事 長 崎 幸

太郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百五十個	一万五千三百十一円(一個当たり)
配送用倉庫		十七万三千五百九十三円

- 二 契約に関する事務を担当する所属
- ` 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- □ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 名称 株式会社クスリのサンロード
- □ 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

随意契約の相手方の決定について

るものである。 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

十七万三千五百九十三円		配送用倉庫
一万五千三百十一円(一個当たり)	二千八百個	生活支援物資
契約金額	予定数量	名称

一 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- □ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 二 随意契約の相手方を決定した日 令和四年九月八日

四 随意契約の相手方

- □ 名称 株式会社クスリのサンロード
- □ 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

山 梨 県 公 報 第三百二十九号 令和四年十一月七日

● 随意契約の相手方の決定について

るものである。
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

 记 美	生活去	名称
送用倉庫	生活支援物資	
	三千四百二十個	予定数量
二十二万三千百九十一円	一万五千三百十一円(一個当たり)	契約金額

二 契約に関する事務を担当する所属

- 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
- □ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 令和四年九月十五日

四 随意契約の相手方

- □ 名称 株式会社クスリのサンロード
- 二 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 契約の相手方を決定した手続随意契約
- 項第五号に該当)。 かったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな

● 落札者の決定について

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブ

る。

令和四年十一月七日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

落札に係る役務

- 名称 データ利活用基盤構築業務
- 数量
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- 名称 山梨県知事政策局DX推進グループ
- 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 落札者を決定した日 令和四年九月二十六日

名称 東日本電信電話株式会社 山梨支店

住所 山梨県甲府市青沼一丁目十二番十三号

落札金額 三千百九十九万三千四百六十七円

契約の相手方を決定した手続総合評価一般競争入札

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和四年七月二十八日

松くい虫駆除命令内容の公表

より公表する。 のとおり駆除命令を行うので、 森林病害虫等防除法 (昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次 同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

区域及び期間

- 1 り」は、省略し、その関係図書を山梨県林政部森林整備課及び中北林務環境事務所 に備え置いて縦覧に供する。 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとお
- 期間 令和四年十二月八日から同年同月十五日まで
- 行うべき措置の内容 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫
- て、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をは く皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却するこ 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し

- 2 枝条及び樹皮を焼却すること。 したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している い虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮 するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松く 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存
- 3 が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却 該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫 う。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当 土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をい 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他
- 四 にまん延し、一1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるた る被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常 い虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫によ 命令をしようとする理由 一1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松く

Ŧi. その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中 3により申請書を提出する場合は、この限りでない。 北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、 うかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。 し、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかど 措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものと 別に定める申請書を当該
- 4 又は一部を行うことができる。 いとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部 木等を所有し、又は管理する者が、一2に定める期間内に三に掲げる措置を行わな 知事は、三1に規定する樹木、三2に規定する伐採跡地又は三3に規定する伐採
- ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する 置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措

額をその者から徴収することができる。

6 る者は、令和四年十一月二十一日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出 して不服を申し出ることができる。 一1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和四年十一月七日

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー 山梨県知事 長 幸太郎

ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

届出の概要

部字北河原八百二十二番地三十四外 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市

2 にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社	芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田泰徳	代表取締役 織田寛明
東京都千代田区麹町五丁目一番地一	東京都千代田区麹町五丁目一番地一

3 変更の年月日 令和四年四月一日

届出年月日 令和四年十月十一日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月七日まで

センター

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

あったので、 大規模小売店舗立地法 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十一月七日

ス株式会社 代表取締役 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 山梨県知事 長 太郎 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 五所字西原千四百二十三番四 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十

2 にあっては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人

変更前	変更後
一者 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外芙蓉総合リース株式会社	外一者 東京都千代田区麹町五丁目一番地一東京都千代田区麹町五丁目一番地一芙蓉総合リース株式会社

3 変更の年月日 令和四年四月一日

届出年月日 令和四年十月十一日

兀 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧī. 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月七日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 太郎

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字

五八九

Щ

梨県公

報

Щ

宮ノ前七ー一番地

2 変更した事項

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

	変更前	変更後
	外一者 東京都千代田区麹町五丁目一番地一棟京都千代田区麹町五丁目一番地一代表取締役 辻田泰徳	外一者 東京都千代田区麹町五丁目一番地一代表取締役 織田寛明 芙蓉総合リース株式会社
)		

□ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前	変更後
外七者 外七者 外七者 外七者 外七者	外八者 山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一代表取締役 伊藤通敏 株式会社イトウ・アット・ホーム

3 変更の年月日 令和四年四月一日

届出年月日 令和四年十月十一日

縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月七日まで

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

> ス株式会社 代表取締役 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮 二丁目千百二十五番一外

2 変更した事項

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前 変	変更後
東京都千代田区麹町五丁目一番地一 東代表取締役 辻田泰徳 代表取締役 辻田泰徳 芙蓉総合リース株式会社 芙	東京郓千弋田区麹町五丁目一番地一代表取締役(織田寛明) 英蓉総合リース株式会社

 (\Box) あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
株式会社ケーヨー	株式会社ケーヨー
代表取締役 醍醐茂夫	代表取締役 實川浩司
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二
十八番一号 外十一者	十八番一号 外十一者

3 変更の年月日 令和四年四月一日

届出年月日 令和四年十月十一日

川 センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から令和五年三月七日まで

<u>Ŧ</u>.

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市

供する。

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 - 太郎

几

沢一丁目五十四番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ダイレックス蓬沢店 山梨県甲府市蓬

- 届出の内容 新設
- 届出の公告日 令和四年六月二十日

意見の概要

- 1 交通安全対策の実施
- 2 騒音対策の実施

Ŧ. センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月七日まで

家畜商講習会の開催

習会を次のとおり開催する 家畜商法 (昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、 家畜商講

令和四年十一月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 開催の日時及び場所
- 1 時十五分まで 日時 令和五年二月八日(水)及び同月九日(木)午前八時四十五分から午後五
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四一〇会議室
- 二 講習の内容及び時間 1
- 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 三 受講手続 切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を提出すること。ただし、家畜商法 証紙及び写真(受講前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメー 講習の免除を受けようとする者は、 施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の四第一項ただし書の規定による トル、無帽、正面上半身像のもの)一枚を貼り付けた受講申請書並びに八十四円分の 受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入 獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを

- 時から午後五時まで。ただし、郵送で提出する場合は、山梨県農政部畜産課畜産振興 担当宛てに同月十三日(金)までに到達するよう送付すること。 休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九 受講申請書受付期間 この公告の日から令和五年一月十三日 (金) までの山梨県の
- 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部畜産課
- 六 その他
- 1 講習会用テキストが必要な者は、 当日に、会場で実費配布する。 申請時に申し込むこと。テキストは、 講習会の
- 2 詳細については、 合わせること。 山梨県農政部畜産課(電話〇五五-二二三-一六〇五)に問い
- 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和四年十一月七日

四百九十七番一、二千四百九十八番、二千四百九十九番一及び二千五百六番並びに道 百九十四番、二千四百九十五番一、二千四百九十五番二、二千四百九十六番一、二千 四百八十四番一、二千四百八十五番、二千四百八十七番、二千四百九十三番、二千四 千四百七十七番一、二千四百八十一番、二千四百八十二番、二千四百八十三番、二千 原二千二百六十八番一及び二千三百八十一番二並びに字岩下二千四百七十六番一、二 三、五百十八番、五百二十二番、五百二十三番、五百二十四番一、五百二十四番二、 五百二十四番三、五百二十七番一、五百二十七番二及び五百二十七番三、北下條字大 開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町坂井字村ノ前五百十七番 山梨県知事 長 崎 太 郎

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市藤井町北下条二千三百八十一番一 東 京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社代表取締役社長 佐々木貞夫

公安委員会

山梨県公安委員会規則第九号

のように定める。 山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次

令和四年十一月七日

Щ